



広報

たまき

まちの話題…… 3
魅力ある町づくり…… 3
くらしの情報…… 5
ほのぼのネットワーク…… 15

March 2005
No. 383

特集

「医療」「保健」「福祉」が連携
健康管理センター完成 新玉城病院…… 1

「医療」「保健」「福祉」が連携

健康管理センター完成

新玉城病院



完成した健康管理センター

昨年8月に新玉城病院が完成し、引き続き機能回復訓練室、健康管理センター、駐車場などの工事が行われていましたが、このほどすべての工事が終了し、1月31日から当センターで機能回復訓練を皮切りに施設利用がはじまりました。

このセンターは、玉城病院の横に建てられ、生活習慣病患者などへのアドバイスや改善指導を行う健康管理室、入院・通院患者のみなさんが利用する機能回復訓練室、在宅介護支援センターなどがあり、「医療」「保健」「福祉」が連携した新しい形態の施設となります。

介護保険制度改正へ新たな取り組み

平成18年度に改正される「介護保険制度」は、要介護状態になることや悪

化を予防することに重点がかけられることから、在宅介護支援センターのあり方の見直しをはじめ、福祉や介護において、地域の持つ役割や力をもっと活用できるようなシステムづくりが必要となり、当施設への期待も深まります。

その目的を達成する一つとしてあげられる「介護予防」などの中核を担う「地域包括支援センター」の設置など、本年度・17年度はその準備期間として具体的な計画づくりがはじまります。

玉城病院、健康管理センターを拠点に、健康で安心して過ごせる町づくりへの一歩を踏み出しました。町民の健康



介護相談などを受け付ける在宅介護支援センター

を守る利用しやすい施設として発展していけるように、みなさんからの意見をお待ちしています。

この記事に関するお問い合わせ、ご意見は、町生活福祉チーム☎(58)8203、玉城病院☎(58)3039へお願いします。



乳房X線撮影装置を導入

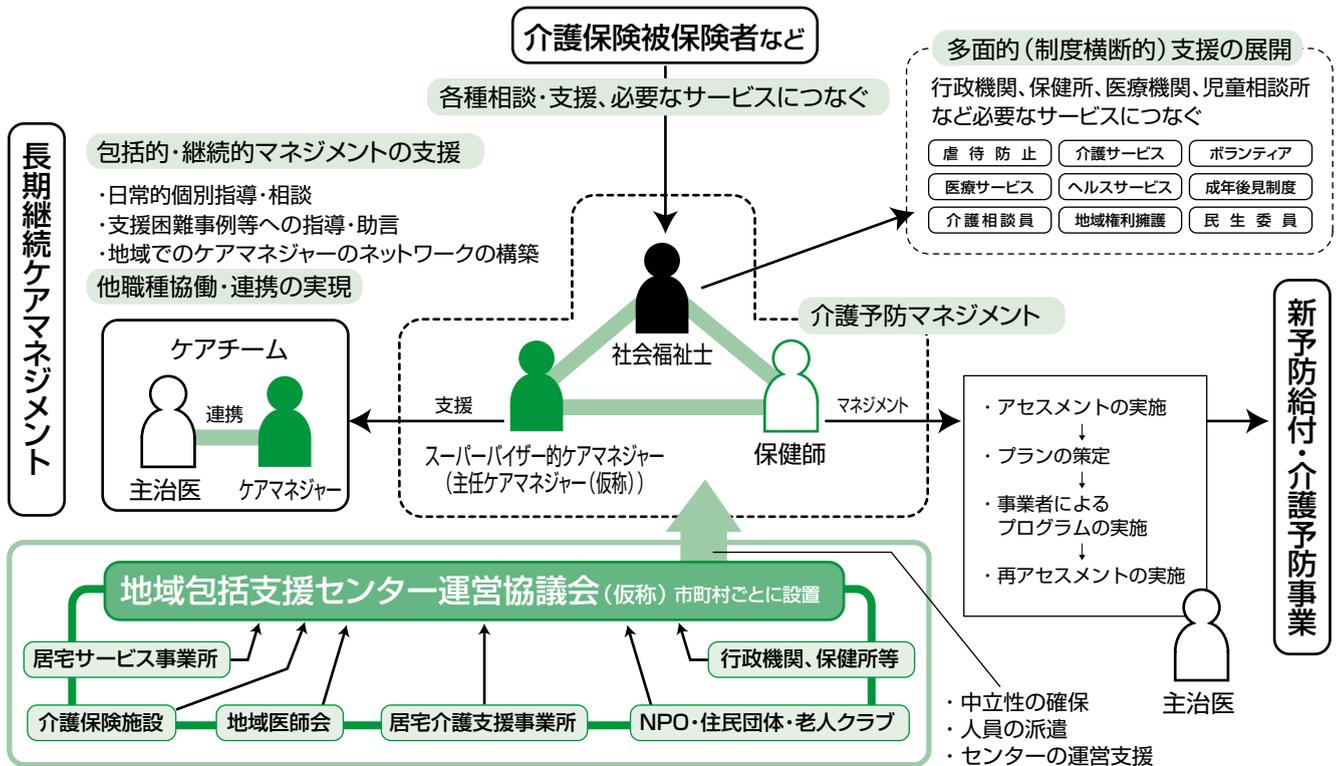
日本医学放射線学会の基準に準拠した最先端の乳房X線撮影装置を導入し、昨年12月から質の高い乳癌検診が受けられるようになりました。

また、女性放射線科技師が担当していますので、気軽にご相談ください。



南向きに明るく広くなった機能回復訓練室

●地域包括支援センターイメージ(案)



地域包括支援センター

このセンターは、保健師・社会福祉士・ケアマネジャーの3人以上の専門職で構成され、

- ① 地域の人たちの介護・福祉の総合相談、専門機関との連携を図る。
- ② 介護保険の要介護認定で予防サービスの利用が必要と判定された人に対する予防プランの作成、要介護状態の改善や状態悪化を防止。
- ③ 介護保険制度の要といわれるケアマネジャーの資質の向上のために指導や相談、助言を行います。

つまり、町内の一人ひとりの心身の健康を「医療」「保健」「福祉(生活や介護)」の3つの側面から支える施設です。



魅力ある町づくり

Tamaki Town の話 Report

中村鳥羽水族館館長 魚や動物たちの生態を面白エピソードで語る

町文化協会講演会

町文化協会(津田昌宏会長)

主催の文化講演会が1月16日、保健福祉会館ふれあいホールで開かれ、中村幸昭(はるあき)さんを招いて「人間と動物の知恵くらべ」と題した講演が行われました。

この中で、中村館長は、「人間は万物の霊長とか、高等動物といいながら戦争をしたり、自然を壊したりしている。」と前置き。「それ

れに比べ、昆虫、魚類、動物などは命をかけて子育てをし、群衆意識、助け合いなど人間より素晴らしいものを持っている。」として、カエル、ネコ、ツル、ツバメなどたくさんの生き物の習性を交



魚や動物たちの生態を面白エピソードで語る中村鳥羽水族館長

え具体的な例を面白く紹介し、会場は終始笑い声に包まれていました。

最後に、「人間も生きていくのではなく、大自然に生かされている、自然の生態系を謙虚に見習ってほしい。」と話しを締めくくり、会場からは大きな拍手が送られていました。

平成17年 第1回玉城町議会定例会

平成17年第1回玉城町議会臨時会は2月2日、開会され、農業集落配水事業関連の工事請負契約の変更など6議案が上程され、原案どおり可決されました。

▼工事請負契約の変更について

農業集落排水事業若出・中角地区汚水処理施設下部工事

変更請負契約を締結する必要が生じたので、地方自治法の規定により議会の議決を得たものです。

既契約金額 9767万8350円 を今回契約金額1億340万2950円としました。

▼工事請負契約の変更について

農業集落排水事業若出・中角地区汚水処理施設機械・電気設備工事

変更請負契約を締結する必要が生じたので、地方自治法の規定により議会の議決を得たものです。

既契約金額 9607万5000円 を今回契約金額9632万3850円としました。

▼三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
平成17年2月14日に度会郡大宮町、紀勢町および大内山村が合併し、「度会郡大紀町」となることから、関係町村が三重県市町村職員退職手当組合から脱退するため、議会の議決を求めたものです。

▼三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合規約の変更について
前議案に関連して、「度会郡大紀町」が新たに三重県市町村職員退職手当組合に加入するため、関係一部事務組合等の名称変更も含め、規約の変更を行ったものです。

▼度会郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少について
度会郡大宮町、紀勢町および大内山村が合併し、「度会郡大紀町」となることから、関係町村が度会郡公平委員会から脱退するため、議会の議決を求めたものです。

▼度会郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び度会郡公平委員会規約の変更について
前議案に関連して、「度会郡大紀町」が新たに度会郡公平委員会に加入するため、規約の変更を行ったものです。

▼度会郡公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び度会郡公平委員会規約の変更について
前議案に関連して、「度会郡大紀町」が新たに度会郡公平委員会に加入するため、規約の変更を行ったものです。

玉城 春秋

Mayor's Column



大変寒い毎日でありました。お元気ですか。日射しも穏やかになり、梅の香かぐわしい季節となりました。

国も来年度予算で国会の議論も活発になってまいりました。玉城町でも内部で議論をいたしているところですが、近い将来も考慮して健全予算といたしたいと思っております。その中でも玉城町中学校校舎の耐震化を優先したいと思っております。教育費や福祉費については削減することのないものとし、社会情勢の変化については是正をいたしたいと存じます。3月議会で提案申し上げます。

さて、子どもの安全は報道される社会環境のなかで身につまされる問題となってまいりました。戦後60年どこに原因があるのか、もう一度みんなで考える時代であります。金銭万能ではありません、何が大切な原点を見つめ、議論してまいりたいと存じます。学校と家庭地域社会の緊急課題であります。黄色いジャンパーを着てボランティアで街頭指導をいたしております。50人のみなさん厳寒の中で本当にありがとうございます。安全の一助としてのご奉仕、今後ともよろしくお願い申し上げます。

次に玉城病院であります。1月末をもって改築全工事が完了いたしました。一度はご見学をたまわりたいと思います。玉城病院と老人保健施設と新しく玉城町健康管理センターを併設いたしました。日常の健康管理が最も大事であります。健康管理は自発的に日常の心がけとして相談いただくのが必要であります。来年度から健康管理センターの機能を再編してまいります。お気軽にご利用ください。

さて、町には活力が大切であります。活力は施策も大切であります。一人ひとりのお気持ちが一番であります。苦しいときの笑顔も必要であります。この笑顔が周囲を元気にしてくれます。みんなで心がけたいものです。

3月議会が始まります。よろしくお願い申し上げます。

平成17年2月15日町長室にて

玉城町長
中瀬 信一

玉城町 桜まつり

○日時 4月10日(日)
午前10時～

○場所 お城広場

詳しくは、桜まつり実行委員会
(町産業建設チーム) ☎(58)8205へ

保育所の行事と活動

保育所での子どもたちの様子をお伝えします。

冬の遊びを通して

有田保育所

1月に入り、寒い日が多くなりましたが、『子どもは風の子』。プールに張った氷を見つけて「つめたい」「顔がみえるよ」「おっきいのみつけた」と自然の変化に気づき、目を輝かせ元気いっぱい遊んでいます。

子どもたちは身体を動かす遊びが大好きで、特に5歳児

は11月ごろに地域の人を作った

ていただいた竹馬に興味を持ち、挑戦する中で9人ほどが乗れるようになりました。ほかに、鉄棒、縄とび、コマまわしなどにも挑戦しています。できるまで何度も挑戦し、できるようになった時の大きな喜びを子どもたちと分かち合っています。

また、ドッジボールや転がしドッジなど、ルールのある遊びを通して、友達と遊ぶ楽

しさを味わったり、さまざまな場面のなかで自己主張をしたり、譲り合いの気持ちを養ったりする大事な時間も作っています。

そして、何より寒さに負けない丈夫な身体づくり、豊かな想像力の形成を図りながら、いろんな事に挑戦しようとする気持ちを育てたいと日々保育しています。



町保育所



介護者のつどい

町社会福祉協議会 ☎(58)6915
町在宅介護支援センター ☎(58)8181

在宅で高齢者や障害者の介護をされている介護者のみなさんの心身のリフレッシュ、介護者の仲間づくり、情報交換を目的に玉城町保健福祉会館にて「介護者のつどい」を開催します。お気軽にお越しください。

▼日時 3月9日(水) (毎月第2水曜日)

午後1時～3時

▼場所 町保健福祉会館

参加費・申し込みは不要です。詳しくは、町社会福祉協議会、または在宅介護支援センターへお問い合わせください。



玉城レクダンス 会員募集

誰でもできるリズム体操、ストレッチを中心に参加者を募集します。

▼日時 毎水曜日 午後8時～9時30分まで

▼場所 玉城中学校体育館

▼服装 運動のしやすい服装およびシューズ。
(シューズは申し込み受付可)

▼対象者 男女問わず

なお、いせトピアやサンアリーナで発表会に出演します。

詳しくは、宮本 ☎(58)4653、岩城 ☎(58)6378、または体育館に直接お越しください。



ボランティアだより

町社会福祉協議会 ボランティアセンター
☎(58)6915

■はな♪はな♪おはなし会

絵本や紙芝居の読み語り、手遊びなどをしていきます。読み手は現役ママたち！絵本のこと、育児のこと、いろいろお話ししませんか!?

<3月のおはなし会>

……3月15日(火)

▼時間 午前10時30分～

▼場所 町保健福祉会館 研修室

▼対象者 乳幼児と保護者

■すいすいキッズ カラフルらいおん

……3月9日(水)

▼時間 午前10時30分～11時30分

▼場所 町保健福祉会館 研修室

▼内容 みんなで音楽会をしましょう!!

どちらも、詳しくは、町ボランティアセンターへお問い合わせください。

■「玉城おはなしキャラバン」3月の予定

▼日程 3月2・9・16・23日
(いずれも水曜日)

▼時間 午後4時～4時30分

▼場所 さくら児童館

詳しくは、ボランティア代表の飯田啓子さん
☎(58)4600へお問い合わせください。

年金だより

町生活福祉チーム ☎(58)8203

本年4月から改正されます

●30歳未満のみなさんへ

4月から、国民年金保険料の若年者納付猶予制度がはじまります

保険料の納付が困難な場合、従来からの全額免除、半額免除に加え、30歳未満の人を対象にした「若年者納付猶予制度」が平成17年4月から実施されます。

これまでの制度では、本人の所得が低い場合でも世帯主に所得があると免除になりませんでした。申請により本人と配偶者の所得が基準以下であれば、保険料納付が猶予となります。もしものときの障害年金や遺族年金が保障され、10年以内に後払いすることで、老齢年金に備えることもできます。

●国民年金保険料口座振替納付の早割が始まります

本年3月分までの口座振替による毎月納付は翌月末日が振替日でしたが、4月からは、従来の翌月末日振替に加え、毎月の保険料が40円お得になる当月末日振替(早割)を選択していただくことができます。

(例)

| 平成17年4月分国民年金保険料 | |
|--|--|
| <p>当月末日振替(早割)</p> <p>毎月納付(4月末日振替) 保険料が40円※割引</p> | <p>翌月末日振替</p> <p>毎月納付(5月末日振替) 割引なし</p> |

※1 割引額については平成16年度保険料額により算出した予定額です。
(注) 半額免除者の早割はありません。

手続きは、銀行・郵便局などの金融機関または社会保険事務所へ、預金通帳、通帳登録印鑑、年金手帳、納付書を持参のうえお願いします。

現在、口座振込により毎月納付を行っている人で当月振替(早割)をご希望の場合、変更手続きが必要になります。その他、詳しくは町生活福祉チームへお問い合わせください。

Check!!

町県民税・所得税の確定申告 3月15日(火)まで

町税務住民チーム ☎(58)8201

◎町県民税・所得税の確定申告期間

～3月15日(火)まで

(ただし、土・日曜日は行いません。)

◎受付時間

午前の部：午前9時～11時30分

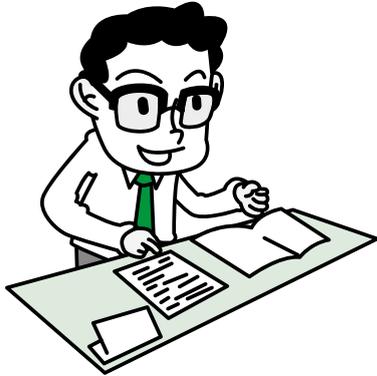
午後の部：午後1時～4時

◎申告場所

玉城町役場2階住民ホール

まだお済みでない人は、お急ぎください。

その他、所得や税額の計算方法、申告書の記入などご不明な点がありましたら、伊勢税務署 ☎(28)3191、または町税務住民チームへお問い合わせください。



Check!!

町内司法書士による無料法律相談の実施

町保健福祉会館 ☎(58)8000

町生活福祉チーム ☎(58)8203

町内司法書士のボランティアによる無料法律相談です。相続や財産問題、権利擁護関係などお気軽にご相談ください。(開催は偶数月の第2火曜日です)

【4月の相談日】

▼日時 4月12日(火) 午後2時～4時まで

▼場所 保健福祉会館 相談室

▼利用方法 事前に町保健福祉会館、または町生活福祉チームへ予約申し込みを行ってください。

※予約に余裕のある場合は、当日直接の相談も可能です。

Check!!

児童生徒の就学援助費支給制度

町教育チーム ☎(58)8212

町では、小・中学校に通う児童生徒をお持ちで、経済的に困りの家庭に学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助しています。

次の認定基準に該当し、援助を希望されるご家庭は、町教育チームへお申し出ください。

【認定基準】

前年度に次のいずれかに該当する世帯で、かつ世帯の合計所得が、生活保護基準額の1.5倍以内の世帯に属する児童生徒の保護者となります。

- ①生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった家庭
- ②生活保護家庭に準ずる程度生活に困っている家庭
- ③国民健康保険料の減免または徴収猶予の家庭

以上のいずれかの措置を受けた家庭、その他、職業が不安定などの理由で学校納付金の減免を受けているなど生活状態が不安定な家庭が基準対象となります。

また、申請は毎年度必要です。現在受給中の人でも引き続き援助を必要とされる場合は、申請を行ってください。

なお、事務の手続き上3月15日(火)までをお願いします。

詳しくは、町教育チームへお問い合わせください。

Check!!

都市計画変更に伴う縦覧

町産業建設チーム ☎(58)8205

都市計画法に基づく計画決定で都市施設の位置付けとなるフレックスプランによる玉城浄化センター(終末処理場)を、宮川流域下水道の幹線管渠へ接続とする変更に伴い、変更内容を以下のとおり縦覧します。

●計画案の閲覧期間 3月3日(木)～17日(木)

●縦覧場所 町産業建設チーム

詳しくは、町産業建設チームへお問い合わせください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 制度のご紹介

町生活福祉チーム ☎(58)8203

■児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

<手当を受けられることができる人>

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母や、母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

なお、児童が、身体または精神に中程度以上の障害を有する場合は、20歳になるまで手当が受けられます。(ただし、所得制限が設けられています。)

1. 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
2. 父が死亡した児童
3. 父が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
4. 父の生死が明らかでない児童
5. 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
6. 父から引き続き1年以上拘禁されている児童
7. 母が婚姻によらないで生まれた児童
8. 父母とも不明である児童

ただし、次のような場合は、手当を受けられません。

児童が

1. 日本国内に住所がないとき
2. 父または母の死亡について支給される公的年金を受けられることができるとき
3. 父に支給される公的年金の加算の対象となっているとき
4. 労働基準法等の規定による遺族補償を受けられることができるとき
5. 児童福祉施設に入所しているときまたは里親に委託されているとき
6. 母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき(父障害を除く)

母または養育者が

1. 日本国内に住所がないとき
2. 公的年金を受けられることができるとき(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)

手当の額

(平成16年4月から)

| 区 分 | 全部支給の方 | 一部支給の方 |
|---|-----------|-----------------|
| 児童1人のとき | 月額41,880円 | 月額41,870~9,880円 |
| ※児童が2人の場合は、上記金額に5,000円の加算、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。 | | |
| ※一部支給の額は所得額に応じて決定されます。 | | |

支給の制限

手当を受け取る人の前年の所得が次の限度額以上ある場合は、その年度(8月から翌年7月まで)は、手当の全部または一部の支給が停止されます。

所得制限限度額表

(平成14年8月から)

| 扶養親族等の数 (税法上の人数) | 受 給 者 | | ※配偶者および 扶養義務者 |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 全部支給の方 | 一部支給の方 | |
| 0人 | 190,000円 | 1,920,000円 | 2,360,000円 |
| 1人 | 570,000円 | 2,300,000円 | 2,740,000円 |
| 2人 | 950,000円 | 2,680,000円 | 3,120,000円 |
| 3人以上 | 以下380,000円 ずつ加算 | 以下380,000円 ずつ加算 | 以下380,000円 ずつ加算 |

※扶養義務者とは、同居している請求者の父母兄弟姉妹などのことです。
※請求者が母の場合、所得の範囲には、児童の父親からその児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品等(養育費)の8割が含まれます。

■特別児童扶養手当

身体や精神に障害のある20歳未満の児童について特別児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

<手当を受けられることができる人>

身体障害または知的障害が次の程度の20歳未満の児童を養育している父、もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人です。(ただし、所得制限が設けられています。)

1. 1級(重度)重度の知的障害児又は重度の身体障害児
2. 2級(中度)中度の知的障害児又は中度の身体障害児

ただし、次のような場合は、手当を受けられません。

児童が

1. 日本国内に住所がないとき
2. 障害を支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
3. 児童福祉施設等に入所しているとき
(ただし保育所、知的障害児施設、肢体不自由児施設、母子生活支援施設に通園又は保護者とともに入所している場合を除く)

父・母または養育者が

1. 日本国内に住所がないとき

詳しくは、町生活福祉チームへお問い合わせください。

手当の額

(平成16年4月から)

| 区 分 | 支 給 額 |
|-------------|-----------|
| 1級該当児童1人につき | 月額50,900円 |
| 2級該当児童1人につき | 月額33,900円 |

支給の制限

手当を受け取る人の前年の所得が次の限度額以上ある場合は、その年度(8月から翌年7月まで)は、手当が停止されます。

所得制限限度額表

(平成10年8月から)

| 扶養親族等の数 (税法上の人数) | 受 給 者 | ※配偶者および 扶養義務者 |
|---------------------|------------|------------------|
| 0人 | 4,596,000円 | 6,287,000円 |
| 1人 | 4,976,000円 | 6,536,000円 |
| 2人 | 5,356,000円 | 6,749,000円 |
| 3人 | 5,736,000円 | 6,962,000円 |
| 4人 | 6,116,000円 | 7,175,000円 |
| 5人 | 6,496,000円 | 7,388,000円 |

※扶養義務者とは、同居している請求者の父母兄弟姉妹などのことです。

こんなときには国保の届け出

届け出は14日以内に

次のようなときには国保の届け出が必要です。必ず**14日以内**に届け出をしましょう。

| | こんなとき | もっていくもの |
|----------|------------------------|-------------------|
| 国保に入るとき | 他の市区町村から転入したとき | 転出証明書、印かん |
| | 他の健康保険などをやめたとき | 健保の離脱証明書、印かん |
| | 生活保護をうけなくなったとき | 保護廃止決定通知書、印かん |
| | 子どもが生まれたとき | 母子健康手帳、保険証、印かん |
| | 外国籍の人が入るとき | 外国人登録証明書 |
| 国保をやめるとき | 他の市区町村へ転出したとき | 保険証、印かん |
| | 他の健康保険などに入ったとき | 国保と健保の保険証、印かん |
| | 生活保護をうけはじめたとき | 保護開始決定通知書、保険証、印かん |
| | 死亡したとき | 死亡を証明するもの、保険証、印かん |
| | 外国籍の人がやめるとき | 外国人登録証明書、保険証 |
| その他 | 退職者医療制度に該当したとき | 年金証書、保険証、印かん |
| | 退職者医療制度に該当しなくなったとき | 保険証、印かん |
| | 住所・世帯主・氏名などが変わったとき | 保険証、印かん |
| | 保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき | 身分を証明するもの、保険証、印かん |
| | 就学のため、子どもが他の市区町村に住むとき | 在学証明書、保険証、印かん |
| | 長期出張・旅行などで個々の保険証が必要なとき | 保険証、印かん |

保険料の納付も お忘れなく

保険料は国保の大切な財源です。病気やけがをしたときの医療費にあてられています。いざというときにみなさんを支える保険料です。忘れずに納めましょう。

理由もなく保険料を滞納すると...

- 1 督促をうけたり、延滞金に加算される場合があります。
- 2 更新期間の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。
- 3 保険証に代えて「被保険者資格証明書」が交付されます。この場合、医療費はいったん全額自己負担になります。
- 4 国保の給付の全部または一部が差し止められます。
- 5 国保の給付の全部または一部が滞納保険料にあてられます。

Check!!

アイティービー ケーブルテレビ料金改定のお願い 「たまきチャンネル」は10chに移行

(株)アイティービー ☎(27)0700
町総務チーム ☎(58)8200

アイティービーのケーブルテレビ、インターネットサービスを玉城町エリアで開始して3年が経過します。この間、放送・通信の分野ではめざましく発展しており、デジタル放送もすでに始まっています。そこで、今後、アイティービーではデジタル放送への段階的な整備、防災情報の強化、多彩な番組の提供などを図ることを目的に、設備投資が必要になりました。

ご利用のみなさんには大変ご迷惑をおかけしますが、次のように改正しますので、挟み込みのチラシを参照いただきご理解いただきますようお願いいたします。

- ①一般再送信利用料金（月額）
600円（現行）→700円
- ②4月1日から「たまきチャンネル」
21ch（現行）→10ch
- ③ホームターミナル設置補助金の廃止と、一般再送信新規加入者へのホームターミナル設置を停止
なお、詳細は(株)アイティービー、町総務チームへお問い合わせください。

Check!!

平成17年度前期 危険物取扱者試験

伊勢消防本部予防課 ☎(25)1263

危険物取扱者試験乙種（全類）と丙類試験が次のように実施されます。

- ▼日程 6月26日(日)
 - ▼場所 皇學館大学
 - ▼願書申込期間 4月1日(金)～13日(水)
願書は消防本部、各出張所に備えています。
- その他、詳しくは伊勢消防本部予防課へお問い合わせください。



Check!!

困ったときに強い見方 「ITサポートセンター」にご相談ください

町中央公民館 ☎(58)6311

パソコン操作で分からないことや、困ったときには町中央公民館の「ITサポートセンター」にご相談ください。

ご自宅のパソコンなどをお持ちいただいても結構です。（主張サービスはご遠慮ください）

センターの運営には、「みえIT市民会議」（NPO）の支援を受けています。

● ITサポートセンター

毎週月・水曜日

午前10時～午後5時

金曜日

午後2時～8時

☎059-221-2856

なお、4月以降同様のサポートを計画していますが、運営の日程については変更することがありますのでご了承ください。

今春からは、インターネット、携帯電話、デジカメなどメディアを利用する技術や伝えられた内容を分析する能力（メディアリテラシー）をもっと養ってもらえるよう、みなさんに参加いただける機会をつくって行く予定です。

また、有料によるパソコン、デジカメなど講習会も4月以降引き続き(株)エー・アシストが運営する予定です。詳細は後号でお知らせします。

ITサポートセンターにある

「たまき@倶楽部」のロゴマーク



ITサポートセンターで行われている講習会の様子

Check!!

不法投棄、野焼きの禁止ルールを守って廃棄してください

町生活福祉チーム ☎ (58) 8203

●不法投棄の禁止

公共の河川や道路はもとより、他人の山林や田畑などへみだりに廃棄物を捨てたり放置したりすることは禁止されています。

これを守らない場合は次のような罰則が課せられる場合があります。

◇罰則規定……

5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金（またはこの併科）が課せられます。

また、法人等がその業務に関し産業廃棄物を捨てた場合は、法人に対し1億円以下の罰金が課せられます。

◆玉城町の現状

家電製品・自転車・タイヤ・農業用ビニールなどが多く捨てられたり放置されたりしています。

また、空き缶・ペットボトルなどが田畑や山林などに捨てられ所有者が大変困っています。

家電製品などの廃棄物はみなさんが支払った税金で処理しています。

不法投棄、空き缶などのポイ捨ては絶対やめましょう！

●野焼きの禁止

家庭や事務所から出るごみを庭先や空き地で燃やすこと（いわゆる野焼き）は、廃棄物処理法違反となり罰則が適用される場合があります。

また、平成14年12月から焼却炉の構造基準が強化され、この構造基準を満たしていない廃棄物焼却炉や一般家庭の簡易なごみ焼却炉は使用が禁止されています。

基準に違反したごみの焼却行為はダイオキシン類などの有害化学物質を発生させることにもなります。

野外での焼却や構造基準を満たさない焼却炉でごみの焼却は行わないでください。

ただし、例外として次のような場合もあります。

◆焼却禁止の例外

- ①国、県や市町村が河川などを管理するうえで排出した刈草、切った枝などの焼却
- ②震災などの災害によって発生した木くずなどの焼却
- ③風俗習慣または宗教上の行事を行うための焼却（どんど焼きなど）
- ④日常生活を営むうえで行っている焚き火、キャンプファイヤーなど

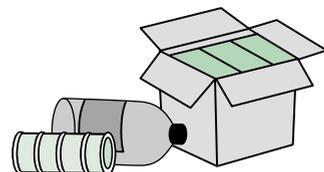
◇注意！……

農作業で発生した農業用廃ビニールをそのまま野焼きすることは、焼却禁止の例外に当たりません。産業廃棄物処理業者等で確実な処理を行ってください。

落ち葉焚きや田畑で行うわらなどの焼却は野焼きに該当しないため焼却してもかまいませんが、煙や臭いが近所の迷惑にならないこと、火災の危険がないことなどを十分注意して行ってください。

家庭から出たごみは、分別・減量化に努め、生ごみを堆肥化する場合などを除き町の収集に出しましょう！

詳しくお知りになりたい人は、町生活福祉チーム ☎ (58) 8203 へお問い合わせください。



Check!!

人権講演会開催 「ハンセン病の差別と人権」

南勢志摩広域人権まちづくり事業推進協議会
☎(27)5118

南勢志摩広域人権まちづくり事業推進協議会では、ハンセン病の差別に関する人権講演会を次のように開催します。入場は無料です。

- ▼日時 3月15日(火)
午後1時30分～3時15分
- ▼場所 志摩市阿児町商工会館多目的ホール
- ▼内容 「宿泊拒否問題」から見えてくること
講師 林 力さん
(ヒューマンライツ福岡市民会議会議長)

＝林さん プロフィール＝

1924年長崎県生まれ。高等学校教諭、県立教育センター研究員、九州産業大学教授を歴任。九州で初めて「同和」教育を提起。主な著書『父からの手紙－再び「癩(らい)者」の息子として－』『人権百話』など

その他、詳しくは南勢志摩広域人権まちづくり事業推進協議会へお問い合わせください。

Check!!

平成17年度 銃砲刀剣類登録審査会開催

県教育委員会事務局 ☎059(224)2999

次のように銃砲刀剣類登録審査会が開催されます。

- ▼開催日時
- 4月19日(火) 県津庁舎
- 5月10日(火) 県熊野庁舎
- 6月14日(火) 県鈴鹿庁舎
- 7月12日(火) 県伊勢庁舎
- 10月18日(火) 県津庁舎
- 12月13日(火) 県上野庁舎
- いずれも、午前10時～11時30分
午後1時～2時

▼受付

当日会場で配布する「登録申請書」に必要事項を記入して提出してください。

▼受審者の準備物

「銃砲刀剣類」「銃砲刀剣類発見届出済証」のほか、手数料(新規6,300円、再交付3,500円)

その他、詳しいことは県教育委員会事務局へお問い合わせください。

Check!!

事業主のみなさんへ 労働保険の年度更新お忘れなく

三重労働局 ☎059(226)2100

労働保険(労働保険・雇用保険)の平成16年度確定保険料と、平成17年度概算保険料の納付は
平成17年4月1日～5月20日まで
お忘れなく、お早めに申告・納付してください。
その他、詳しくは三重労働局へおたずねください。

Check!!

携帯電話 走行中は電源を切るか ドライブモードに

伊勢警察署 ☎(20)0110

昨年は、玉城町内での死亡事故が例年と比較して、非常に多く発生しました。交通安全意識を日頃以上に高め、悲惨な事故を未然に防ぐよう注意してください。

●昨年11月1日から道路交通法の改正により走行中の携帯電話の取扱いが罰則の対象となっています。**走行中は電源を切るかドライブモードにしてください。**



Check!!

「フラット35」住宅ローンのご紹介

住宅金融公庫名古屋支店 ☎052(263)3141

「フラット35」は、住宅金融公庫がバックアップする民間金融機関の長期固定金利の住宅ローンです。

- 最長35年間の長期固定金利
- 融資限度額最高5,000万円
- 保証料0円、繰上返済手数料0円
- 住宅の質を確保
- 中古住宅の取得も対象となります

詳しくは、住宅金融公庫のホームページなどをご覧いただくか、住宅金融公庫名古屋支店へお問い合わせください。

Check!!

伊勢建設高等職業能力開発校 生徒募集

三重県建設労働組合伊勢支部 ☎(23)5535

三重県建設労働組合伊勢支部では、伝統的な技能の伝承と技術・技能の習熟をはかり、社会に即応できる技術者を育てる目的で、「伊勢建設高等職業能力開発校」を平成5年から開校しています。

▼訓練科目 建築施工系 木造建築科

▼訓練内容

訓練日：毎週水曜日

午前8時45分～午後5時15分

訓練期間：3年

訓練科目：建築概論、生産概論、計画、構造、
建築製図、各種実習など

普通学科：社会、数学、国語（パソコン）

課外授業：全国の訓練生との交流会、建築物の見学など

▼授業料 月額1万円、その他訓練協会費（いずれも事業主負担）が必要

▼申し込み締め切り 3月20日（日）

訓練を希望される人は、同伊勢支部へお申し込みください。

Check!!

ペイオフ解禁の範囲が拡大されます

東海財務局 ☎052(951)1778

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額が保護されます。

具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するかなどの詳細は、金融機関の窓口などにお問い合わせください。

「決済用預金」は、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

詳しくは、東海財務局へお問い合わせください。

Check!!

玉城町入札参加申請書受付中 お急ぎください

町総務チーム ☎(58)8200

平成17・18年度において、玉城町が発注する建設工事、測量・コンサルタント、物品の購入および業務委託などの競争入札に参加しようとする方は、次により関係書類を玉城町のホームページからダウンロード（取り込み）して申請手続を行ってください。

▼取り寄せ先 ホームページアドレス：

玉城町ホームページ「役場オンライン」欄から

<http://www.town.tamaki.mie.jp/>

▼受付期間

①平成17年2月1日～3月11日までのもの

→平成17年4月1日から有効

②平成17年3月14日～3月31日までのもの

→平成17年4月18日から有効

③平成17年4月1日以降のもの

→平成17年5月2日以降、受付完了後有効

※上記期間中、土曜日、日曜日、休日は除きます。

▼受付時間 午前の部 8：30～12：00

午後の部 13：00～19：00

▼受付場所 〒5190495 玉城町田丸114番地2

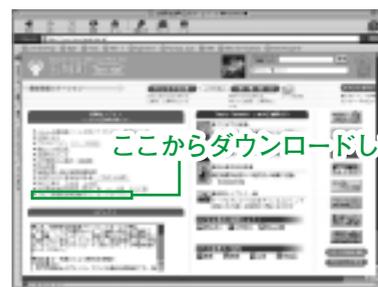
玉城町役場総務チーム（2階）

▼提出方法 持参または郵送

▼注意事項

クリップ留めまたはクリアファイルに入れて提出してください。（フラットファイルなどに綴じないでください）

詳しくは、町総務チームへお問い合わせください。



ここからダウンロードしてください。

玉城町のホームページ

3

くらしの情報!

広域版 2



新春ふれあい餅つき大会 エイサーで盛り上がる

1月8日(土)玉城村社会福祉センターにおいて新春ふれあいもちつき大会が開かれました。

寒空の中にもかかわらず、大勢の方が参加して用意された7つの臼でかわるがわる餅をついていました。

つき終わった餅は玉城中学校の生徒と玉城小学校のボランティアクラブがその場で小さく分け、きな粉をまぶしたりみたらしをかけたりにして来場者に配られました。

会場では玉城村3小学校読み聞かせボランティアクラブによる大型絵本の読み聞かせ、ぐすくぐすこの勇壮な太鼓や新エイサー踊り隊琉球風車によるエイサーでとても盛り上がりしました。



Check!!

「職業訓練 若年コース」を開講

雇用・能力開発機構三重センター ☎059 (226) 9966

若年層の就職状況が過去最低となるなど、多数の未就職者の発生が懸念されています。厚生労働省では「未就職卒業者就職緊急支援事業」を実施するなど、未就職者の早期就職の実現に力を入れています。

そこで、学校法人協栄学園 勢京ビジネス専門学校では雇用・能力開発機構三重センターの委託をうけ、次のように講座を開講します。ご活用ください。

- ▼期 間 4月12日(火)～8月11日(木)
- ▼場 所 学校法人協栄学園 勢京ビジネス専門学校
- ▼内 容 パソコンの活用とビジネスマナーを取得するための「職業訓練 若年コース」

▼対象者 30歳未満の人

▼受講料 無料(テキスト代12,000円程度必要)

なお、事前に説明会があります。その他、詳しくは雇用・能力開発機構三重センターへお問い合わせください。



Check!!

「就職・転職公開セミナー」の開催

勢京ビジネス専門学校 ☎(28) 4739

地域の若者の就職活動を支援するため次のとおり講座を開催します。

内容は、パソコン入門から国家資格の初級シスアド、公務員受験、簿記などビジネス実務の案内と相談です。

▼日時 3月19日(土) 午前10時～11時30分

▼場所 勢京ビジネス専門学校(伊勢市一之木4丁目)

なお、詳しいことや申し込み方法は、勢京ビジネス専門学校へお問い合わせください。

たまきチャンネル番組予定表

2月25日～3月24日



www.town.tamaki.mie.jp

たまきチャンネル

0596・58・8200

| 早朝 | | | |
|----|-------|---------|---|
| 6 | 6:00 | ちょっと玉城 | |
| | 6:20 | 知っ得、納得 | |
| | 6:30 | ちょっと玉城 | |
| | 6:50 | 知っ得、納得 | |
| 7 | 7:00 | ビデオレポート | |
| 8 | 8:00 | 特別番組 | |
| 9 | 9:00 | 知っ得、納得 | ※議会 閉会日翌日 9:00 議会再放送 一般質問のみ (終了まで放送) |
| | 9:10 | ちょっと玉城 | |
| | 9:30 | 知っ得、納得 | |
| | 9:40 | ちょっと玉城 | |
| 10 | 10:00 | ビデオレポート | |
| 11 | 11:00 | 特別番組 | |
| 0 | 0:00 | ビデオレポート | |
| 1 | 1:00 | 知っ得、納得 | |
| | 1:10 | ちょっと玉城 | |
| | 1:30 | 知っ得、納得 | |
| | 1:40 | ちょっと玉城 | |
| 2 | 2:00 | 特別番組 | |
| 3 | 3:00 | ビデオレポート | |
| 4 | 4:00 | ちょっと玉城 | |
| | 4:20 | 知っ得、納得 | |
| | 4:30 | ちょっと玉城 | |
| | 4:50 | 知っ得、納得 | |
| 5 | 5:00 | 特別番組 | |
| 6 | 6:00 | ビデオレポート | |
| 7 | 7:00 | 知っ得、納得 | |
| | 7:10 | ちょっと玉城 | |
| | 7:30 | 知っ得、納得 | |
| | 7:40 | ちょっと玉城 | |
| 8 | 8:00 | 特別番組 | |
| 9 | 9:00 | 知っ得、納得 | ※議会開会日 9:00 議会放送 (終了まで放送) |
| | 9:10 | ちょっと玉城 | |
| | 9:30 | 知っ得、納得 | |
| | 9:40 | ちょっと玉城 | |
| 10 | 10:00 | ビデオレポート | |
| 11 | 11:00 | 特別番組 | |
| 12 | 0:00 | ビデオレポート | |
| 1 | 1:00 | ちょっと玉城 | |
| | 1:20 | 知っ得、納得 | |
| | 1:30 | ちょっと玉城 | |
| | 1:50 | 知っ得、納得 | |
| 深夜 | 2:00 | 番組終了 | |

ちょっと玉城（毎月5日、20日に更新）
番組情報、町からのお知らせ・イベント情報など。

- 3月4日まで
3月16日から3月31日までの情報
- 3月5日から3月19日まで
4月1日から4月15日までの情報
- 3月20日から
4月16日から4月30日までの情報

ビデオレポート（毎週土曜日に更新）
町内での催しなどを取材。（放送期間＝2週間）

■ 2月26日から

No 放送内容

- 1 女性消防団表彰される
- 2 バリアフリー教室
- 3 田宮寺初観音
- 4 中学校へ体験入学

■ 3月5日から

- ・わくわくスポーツ塾
- ・2歳児の散歩（有田保育所）
- ・修了記念品制作（下外城田保育所）
- ・5歳児の活動（田丸保育所） など

■ 3月12日から

- ・幸神社大祭 など

■ 3月19日から

- ・たまきっこひろば など

■ 3月26日から

- ・未定

特別番組（毎月1日、16日に更新）

行政・広報番組、特別編集番組など。

■ 2月28日まで

「国東山麓散策」「痴呆に負けないために」を予定。

■ 3月1日から3月15日まで

保育所生活発表会 を予定。

■ 3月16日から

「田丸、有田、宮古の各獅子舞神事」を予定。

知っ得、納得（毎月5日、20日に更新）

役場職員が、町の事業紹介、お知らせなどを行う。

■ 3月4日まで

精神障害者の保健と福祉について

■ 3月5日から3月19日まで

子供を守る安全対策

■ 3月20日から

たまき@倶楽部の紹介 などを予定。

議会放送は、町議会が開催される当日午後9時から録画放送。また「町政一般に関する質問」のみ議会閉会翌日午前9時から再放送します。

番組に関するお問い合わせ・・・

町総務チーム広報CATV ☎(58) 8200

放送に関するお問い合わせ・・・

(株) アイティービー制作部 ☎(27) 0700

- 玉城町役場
 - ☎ 58-8200
 - FAX 58-4494
- 総務チーム
- 税務住民チーム
- 生活福祉チーム
- 上下水道チーム
- 産業建設チーム
- 出納室
- 議会事務局
- 教育委員会 (村山龍平記念館)
- 青少年電話相談
- 病院老健チーム
 - 玉城病院 ☎ 58-3039
 - 介護老人保健施設ケアハイツ玉城
 - ・介護老人保健施設 ☎ 58-3770
 - ・訪問看護ステーション ☎ 58-8117
 - ・訪問介護 ☎ 58-8117
 - ・在宅介護支援センター ☎ 58-8822
 - ・居宅介護支援事業所 ☎ 58-8822
- 保健福祉会館 ☎ 58-8000
- 社会福祉協議会
 - 社会福祉協議会 ☎ 58-6915
 - 在宅介護支援センター ☎ 58-8181
 - 居宅介護支援事業所 ☎ 58-6915
- 夢工房たまき ☎ 58-7696
- 中央公民館 ☎ 58-6331
- 青少年相談センター ☎ 58-4108
- アスピア玉城
 - 玉城ふれあいの館 ☎ 58-8800
 - ふるさと味工房 ☎ 58-8686
- さくら児童館 ☎ 58-8527
- 梅がおか児童館 ☎ 58-8345

休日・夜間当直室
58-8213

- ◆ 人の動き (平成17年2月1日現在)
- 人口 14,971人 (-18人)
- 男 7,289人 (-10人)
- 女 7,682人 (-8人)
- 世帯数 4,612世帯 (+1世帯)
- () は1月1日以降の増減

今月の表紙



各地で春の訪れを感じさせられる花々や行事が行われています。獅子舞神事の笛や太鼓の音が温かさを運んでくれます。(西古区で：田丸神社の獅子舞)

表紙撮影：広報たまき編集委員会 上村幸弘



広報たまき

第383号 平成17年3月号
 編集：広報たまき編集委員会
 発行：玉城町役場総務チーム
 〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸114-2
 TEL 0596-58-8200 FAX 0596-58-4494
 Home Page <http://www.town.tamakimie.jp>
 e-mail info@town.tamakimie.jp

広報たまきは再生紙を使用しています

の
き
の
ぼ
の
ネ
ッ
ト
ワ
ー
ク

**行政・心配ごと
相談**

3月10日(木)・20日(日)
・30日(水)

時間 午後1時～3時
 場所 町保健福祉会館
 相談員 行政相談員および民生委員
 お問い合わせは
 町社会福祉協議会へ

町税など納期のお知らせ

町税などの納期は、期限を守って必ず納めてください。納期は次のとおりです

- 国民健康保険料 (第12期) 3月31日(木)
- 介護保険料 (第12期) 3月31日(木)

お問い合わせは、町生活福祉チームへ

青少年電話相談

毎週 月・木曜日

時間 午前10時～午後3時
 電話 (58) 4108
 お問い合わせは、町教育委員会へ

健康相談

3月2日(水)・16日(水)
4月6日(水)

時間 午前9時30分～11時30分
 場所 町保健福祉会館 健康相談室
 内容 血圧測定、検尿など

いきいきクラブ

3月7日(月)・14日(月)・
28日(月)

時間 午前10時～11時30分
 場所 町保健福祉会館 健康相談室
 対象 40歳以上の人
(若い人も歓迎します。)
 内容 指体操、簡単なストレッチ
体操など

乳幼児相談

3月24日(木)

時間 午前10時～午後3時
 場所 町保健福祉会館
 対象 生後2カ月～未就園児
 内容 身体計測、離乳食(栄養)や子育て全般に関する相談
 *母子健康手帳をお持ちください。

たまきっこひろば

3月11日(金) 手芸教室
25日(金) 手遊び

時間 午前10時30分～11時30分
 場所 さくら児童館
 対象 未就園児とその保護者
 *3月11日のみ予約が必要です。
 参加を希望される人は、さくら児童館へお申し込みください。

1歳6カ月児健康診査

3月9日(水)

受付時間 午後1時～1時20分
 場所 町保健福祉会館
 対象 平成15年7月1日～9月30日
 生まれのお子さん、または前回未受診者
 *該当児には個人通知いたします。